

霧島市条例第 3 0 号

令和 8 年 7 月 3 日

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員等公務災害補償条例（平成17年霧島市条例第294号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新条例第18条の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた霧島市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の霧島市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。